

令和3年

第2回兵庫県後期高齢者  
医療広域連合議会定例会

会 議 録

令和3年8月17日

神戸市 センタープラザ6階特大会議室

# 令和3年第2回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会

## 第1日（令和3年8月17日） 会議録

### 議事日程

令和3年8月17日午後2時開議

（諸報告）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の選挙
- 第 4 報告第2号 債権放棄の報告について
- 第 5 承認第2号 令和2年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての専決処分の件
- 第 6 認定第1号 令和2年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第 7 認定第2号 令和2年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 8 議案第4号 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 9 議案第5号 令和3年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 第 10 議案第6号 令和3年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 11 請願第3号 75歳以上医療費窓口負担2割導入実施を見送ることを求める請願

第 12 一般質問

第 13 同意第 3 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件

---

### 本日会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 出席議員（37名）

2 番 和 田 達 也	3 番 吹 野 順 次
4 番 和 田 満	6 番 浜 辺 学
7 番 佐 藤 徳 治	8 番 坂 本 孝 二
9 番 越 智 俊 之	10 番 土 生 田 哉
11 番 岡 田 康 裕	12 番 山 本 実
13 番 藤 本 大 祐	14 番 片 山 象 三
16 番 大 眉 均	17 番 都 倉 達 殊
18 番 松 木 茂 弘	19 番 藤 井 大
20 番 高 見 智 也	21 番 河 尻 悟
22 番 堀 井 宏 之	23 番 西 田 雄 一
24 番 細 見 正 敏	25 番 登 里 伸 一
26 番 藤 岡 勇	27 番 金 村 守 雄
28 番 富 田 健 次	29 番 山 本 通 廣
30 番 宮 脇 修	31 番 佐 藤 彰 浩
32 番 大 竹 正	33 番 三 村 隆 史
34 番 前 田 義 人	35 番 藤 原 茂
36 番 近 藤 博 之	38 番 梅 田 修 作

39番 庵 途 典 章      40番 浜 上 勇 人

41番 西 村 銀 三

---

#### 欠席議員（2名）

5番 石 井 登志郎      15番 三 宅 浩 二

---

#### 説明のため出席した者

広域連合長      谷 口 芳 紀

副広域連合長      服 部 千 秋

副広域連合長      仲 田 一 彦

事務局長      児 玉 成 二

情報システム課長      金 高 裕 一

資格保険料課長      越 智 寛

給付課長      中 内 重 代

保険料係長      岡 村 和 子

給付係長      北 田 洋 介

保健事業・適正化係長      池 内 俊 智

財政係長      田 中 広 美

---

#### 職務のため出席した職員

書 記      西 村 功

書 記      伊 原 木 徹

(午後 2 時 開会)

○副議長（大竹 正） ただいまから、令和 3 年第 2 回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

なお、5 番、西宮市・石井議員、15 番、宝塚市・三宅議員から欠席する旨の届けが出されております。

開議に先立ち、広域連合長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

谷口広域連合長。

(谷口広域連合長 登壇)

○広域連合長（谷口 芳紀） 令和 3 年第 2 回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、公務御多忙の中、御出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度は、令和 3 年度で発足後 14 年目を迎えております。兵庫県の後期高齢者医療の規模は、制度発足当初の被保険者数は約 56 万人でしたが、高齢化の進行により、現在では被保険者数が約 80 万人となっております。

また、医療給付費は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、昨年度に比べ少し減額となっておりますが、令和 2 年度決算見込みベースで 7,260 億円余となっております。

今後も被保険者数は年々増加をし、令和 4 年からは団塊の世代が後期高齢者に到達していくことから、医療給付費は今後増大していくことが見込まれます。

皆様御存じのとおり、後期高齢者医療制度の窓口負担の在り方につきましては、これまで全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じまして、慎重かつ十分な議論を重ねることなど国へ要望をしてまいりましたが、令和 4 年度後半には、一定以上の収入のある後期高齢者の窓口負担を 1 割から 2 割に引き上げる改正法が成立し、公布されました。

広域連合としましては、国に対し、窓口 2 割負担の施行時期の早期決定、被保険者

に対する丁寧な説明及び周知広報のための財政措置などを要望するとともに、市町のお力もお借りしながら、窓口での混乱を招かないよう、周知広報に努めてまいり所存でございます。

また、制度の運営主体である広域連合としては、今後も国の動きをしっかりと注視していくとともに、被保険者が安心して医療を受けることが出来るよう、関係市町とも連携・協力し、より一層安定的な制度運営を行っていく必要があると考えております。

さて、本日は、令和2年度広域連合一般会計・特別会計決算認定をはじめ、補正予算案、副広域連合長の選任といった重要な案件を提案させていただいております。

各議案につきましては、後ほど御説明いたしますので、何とぞよろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げ、簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○副議長（大竹 正） これより、本日の会議を開きます。

（開議）

○副議長（大竹 正） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

最初に、諸報告を申し上げます。

まず、お手元に配付のとおり、監査委員から、監査報告第1号及び第2号による報告がありました。

次に、去る5月10日、三木市 板東議員、宝塚市 中野議員より、それぞれ5月14日、5月18日付で議員を辞職したい旨の申出がありましたので、地方自治法第126条ただし書の規定に基づき、副議長において、これを許可いたしました。

次に、欠員となっておりました議会運営委員会委員に、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例第3条ただし書の規定に基づき、副議長において、香美町 浜上議員、丹波市 細見議員、宍粟市 富田議員を指名いたしましたから、御報告申し上げます。

以上で、諸報告を終わります。

次に、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、6番、洲本市 浜辺議員及び40番、香美町 浜上議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大竹 正) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3、「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、指名推選で行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大竹 正) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大竹 正) 御異議なしと認めます。

よって、副議長において、議長に26番、朝来市の藤岡議員を指名いたします。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大竹 正) 御異議なしと認めます。

よって、藤岡議員が議長に当選されました。

本席から当選の告知をし、議長就任の御挨拶をお願いいたします。

(藤岡議長 登壇)

○議長（藤岡 勇） ただいま、皆様方から御推挙をいただき、広域連合議会議長に就くことになりました藤岡でございます。

皆様方の御協力を得まして、広域連合議会の円滑な運営に努めてまいりたいと存じます。

御指導、御鞭撻をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任の御挨拶とさせていただきます。

○副議長（大竹 正） 御挨拶は終わりました。この際、議長と交代いたします。

御協力ありがとうございました。

○議長（藤岡 勇） 次に、日程第4、報告第2号「債権放棄の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。

児玉事務局長。

(児玉事務局長 登壇)

○事務局長（児玉 成二） ただいま上程されました報告第2号について、御報告申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

本報告は、兵庫県後期高齢者医療広域連合債権管理条例第12条第1項の規定により債権を放棄いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

今回報告いたします債権は2件ございまして、一つは、破産が決定し、免責が許可されたため、もう一つは、破産法による同時廃止、すなわち破産手続費用を支払うだけの財産がないこと並びに免責不許可事由がないことが明らかなため、いずれも、今後、弁済に関する請求が出来ない状態であることから、兵庫県後期高齢者医療広域連合債権管理条例第12条第1項第2号に該当することにより、当該債権を放棄した



ものであります。

以上、報告第2号について、御報告申し上げました。

○議長（藤岡 勇） 報告は終わりました。

次に、日程第5、承認第2号「令和2年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての専決処分の件」及び、日程第6、認定第1号「令和2年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件」、日程第7、認定第2号「令和2年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

児玉事務局長。

（児玉事務局長 登壇）

○事務局長（児玉 成二） ただいま上程されました承認第2号及び認定第1号、認定第2号につきまして、相互に関連しておりますので、一括して御説明申し上げます。

提出議案の3ページを御覧ください。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ4,454万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,069億9,473万5,000円としたものでございます。

これは、令和2年度特別高額医療費共同事業拠出金の拠出額確定に伴い、歳入歳出を増額したものでございます。

なお、歳入歳出予算事項別明細書につきましては、令和2年度補正予算・令和3年度補正予算に関する説明書の1ページから3ページに記載しております。

以上、地方自治法第179条第1項に規定に基づき、令和3年2月26日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、御承認をお願いするものでございます。

次に、認定第1号「令和2年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決

算認定の件」について、御説明申し上げます。

提出議案の4ページをお開きください。

本件一般会計歳入歳出決算と、後ほど御説明申し上げます認定第2号の特別会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第233条第1項の規定に基づき調製し、同条第2項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、別添のとおり審査意見書の提出がございましたので、同条第3項の規定により、議会の認定をいただくため、提案するものでございます。

提出議案の5ページを御覧ください。

一般会計の歳入でございますが、歳入予算現額17億5,103万円に対しまして、収入済額は17億5,217万9,437円でございます。

提出議案の6ページをお開きください。

歳出でございますが、支出済額の合計は13億7,905万1,701円で、歳入歳出差引残額は3億7,312万7,736円ございまして、これを翌年度に繰越しいたします。これは主に、歳出の第2款第1項総務管理費の不用額によるものでございます。

なお、歳入歳出決算事項別明細書につきましては、令和2年度歳入歳出決算に関する附属書類の1ページから4ページまでに記載しております。

次に、認定第2号「令和2年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件」について、御説明を申し上げます。

提出議案の8ページをお開きください。

特別会計の歳入でございますが、歳入予算現額8,069億9,473万5,000円に対しまして、収入済額は7,994億2,087万1,742円でございます。

提出議案の9ページを御覧ください。

歳出でございますが、支出済額の合計は7,506億2,804万363円でございます。

支出の主な内容といたしまして、第1款保険給付費の第1項療養諸費につきましては予算現額7,475億3,329万7,000円に対しまして、支出済額は6,939億8,354万9,827円でございます。

ここで不用額が535億4,974万7,173円ございますが、これは1人当たり給付費及び被保険者数が当初の見込みを下回ったことなどによるものでございます。

歳入歳出差引残額は487億9,283万1,379円ございまして、これを翌年度に繰越しいたします。

なお、歳入歳出決算事項別明細書につきましては、令和2年度歳入歳出決算に関する附属書類の5ページから12ページまでに記載しております。

以上、承認第2号、認定第1号、認定第2号について、一括して御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（藤岡 勇） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

16番、三木市・大眉議員、自席で御発言願います。

○16番（大眉 均） それでは、令和2年度決算認定について、質疑を行わせていただきます。

まず、認定第1号 一般会計についてであります。総務費中、一般管理費の役務費は、予算額3億582万4,000円に対し、通信運搬費、人材派遣料など、支出済額は1億9,845万9,000円で、不用額は1億736万4,000円となっております。

また、委託料は予算額8億2,183万8,000円に対し、事務局関係委託料、コールセンター運營業務委託料、給付関係委託料、システム関係委託料で、支出済額は6億1,055万4,000円で、不用額は2億1,128万3,000円となっております。それぞれの支出内容と不用となった理由についてお尋ねをいたします。

次に、認定第2号 後期高齢者医療特別会計決算認定についてであります。

保健事業費は、予算額14億89万6,000円に対し、支出済額は12億1,306万1,000円、不用額は1億8,783万4,000円となっています。昨年度はコロナの関係で、健康診査がなかなか出来ないという状況もありました。

1点目に、健康診査の令和2年度の受診率は、受診対象者66万582人に対し、受診者は11万8,498人で、受診率の目標値20.7%以上に対して、実績は17.94%と未達成になっています。

一方、当年度の各市町の受診率は最高で37.43%、最低で4.06%となっています。健康診査の受診率向上対策についてお尋ねをいたします。

2点目に、歯科検診の受診対象者は37万5,154人で、目標値は前年度実績の6,016人以上に対し、受診した人は4,945人とどまっています。受診者がゼロの市町もありますが、受診率の向上、口腔ケア事業の拡充についてお尋ねをいたします。

3点目に、その他健康保持増進費は、予算額4億5,700万円に対し、支出済額は3億4,138万3,000円で、委託料1億5,016万1,000円、負担金補助及び交付金1億9,122万1,000円の支出で、不用額は1億1,561万6,000円となっています。支出の内容と事業推進についてお尋ねいたします。

4点目に、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を市町に委託して行う事業が、令和2年度から取組みが始められています。令和5年度には全市町で取組みを進めるということになっておりますが、この事業の内容と推進についてお尋ねをいたします。

以上でございます。

○議長（藤岡 勇） 事務局長。

○事務局長（児玉 成二） それでは、私のほうから、まずは認定第1号に係る不用額の主な内訳、その理由について御説明を申し上げます。

まずは、役務費につきましては、不用額1億736万4,000円のうち、給付関係の通信運搬費で1億21万3,000円となっており、その主な内訳、理由といたしま

しては、被保険者への医療費のお知らせ通知の実施回数の減によるもので、約7,700万円の不用。それから受診回数の減による各種決定通知、還付通知、申請書発送の減により、約900万円の不用となっております。

次に、委託料につきましては、不用額2億1,128万3,000円のうち、給付関係でレセプト件数の減、レセプトの件数に応じてお支払いしている国保連への委託料の減で、1億964万1,000円、レセプトの二次点検に関する委託料の減で、6,931万3,000円、資格関係で、入札による契約価格の減で、1,288万3,000円となっております。

次に、認定第2号の保健事業費について御説明申し上げます。

1点目の健康診査の受診率向上の対策についてでございます。

後期高齢者医療制度の健康診査は、それぞれの地域の実情に応じて実施していただくことが望ましいという観点から、各市町において独自の取組を実施していただき、その経費に対して、当広域連合より補助を行っております。

議員御指摘のとおり、第2期データヘルス計画の中間評価における令和2年度の目標値が20.70%以上でしたが、実績値は17.94%となっております。これは、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言期間において保健師の確保が困難だったことや、事業自体が実施出来なかったことによると聞いておりますが、ほとんどの市町で受診率減となっております。しかしながら、健康診査は生活習慣病の早期発見、重症化を予防する観点からも重要な取組であると認識しており、先ほどもありましたように受診率の高い市町の取組の共有を図るなど、引き続き市町と連携、受診率の向上に取り組んでまいりたいと思います。

次に、歯科検診でございます。

こちらも新型コロナウイルス感染症の影響から、令和2年度の歯科検診におきましては、4市1町で実施出来ない状況となり、受診者数は前年度より1,071名減の4,945名でしたが、歯科検診は後期高齢者の口腔機能低下や肺炎等の疾病の予防を目

的とする事業であることから、市町における好事例の紹介を図るなど、受診者数の増加に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、3点目のその他健康保持増進費の内訳等でございます。

委託料につきましては、対象となる市町へ申請に基づき交付しているもので、1億5,016万1,000円は全額、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を行っていただいております8市1町への委託料でございます。

次に、負担金補助及び交付金等の内訳につきましては、長寿・健康増進事業補助金で9,901万6,000円、低栄養防止重症化予防等の推進事業、並びに保健事業推進補助金で合わせて1,705万9,000円、人間ドック等事業補助金で7,514万6,000円でございます。いずれも対象となる市町へ申請に基づき交付しているものでございます。

最後に4点目の高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施につきましてお答え申し上げます。

この事業は、75歳以上の高齢者に対する保健事業を、市町が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することが出来るよう、国、広域連合、市町の役割等について、定められた改正法の施行に伴い、当広域連合の第3次広域計画を改定した上で、令和2年4月1日から開始したものでございます。実施市町は広域連合と事業実施に係る委託契約を締結し、広域連合からは市町に対し、委託事業費を交付することにより、実施しております。令和2年度に8市1町が実施し、令和3年度からは新たに15市3町と契約を締結しており、現時点で一体的実施に取り組んでいただいております市町は23市4町となっております。

なお、国の健康寿命延伸プランでは、令和6年度までに全市町での実施を目指すとされており、兵庫広域といたしましても、構成市町及び県、国保連、職能団体等とも連携協力しながら、例えば分析データの提供、事例報告会、学識経験者による講習を盛り込んだ研修会の開催などを通じ、事業の推進を積極的に図ってまいりたいと考え

ております。

以上でございます。

○議長（藤岡 勇） 大眉議員。

○16番（大眉 均） ありがとうございます。最初の一般会計の不用額が多いのが、お知らせが7,700万円だったということですが、一般的にこの一般会計全体から見ると、かなり不用額が多くなっているわけですね。予算の関係もあると思いますし、今のこのコロナ禍のことで実施出来なかった部分が減額というのがあるかと思うのですが、やはり見込みを正確に立てていただくということ、また有効に活用していただくということをお願いしたいと思います。

それから、保健事業がいろいろ計画をされておりますが、健康診査の受診率というのが対象者をどういうふうにするのかということがいつも問題になるわけでありまして、ただその66万人に対して20%ぐらいということで、いつも目標にされているわけですが、高齢者のその健康診査によりまして、重症化を予防し、健康で長生きしていただくということにとっては非常に健康診査という事業は重要ではないかというように思います。あわせて歯科検診もまだまだ目標値そのものが小さいという状況でございますが、口腔ケアが高齢者の健康にとって非常に重要だという点からいいますと、こういう点を非常に拡充していただきたいと思います。

それから、その他健康保持増進事業で、人間ドックなどはまだ実施をされておられない市町があるかと思えます。ただ人間ドックを受ける機関があるのかどうかというところもあるわけですが、ぜひそういう点で、人間ドックの事業、あるいはその他の健康増進事業というのを進めていただきたいと思えます。

そのほかにいろいろな事業が少しずつやられておりますけれども、まだまだ始まったばかりというような形になっております。

それから、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施、一体的な取組みということになっておりますが、この計画を見せていただきますと、まだ一つか二つの事業し

か出来ていないというか、そこからまず取りかかろうという市町も多くございますし、この事業を進めていく上で、医療関係者、特に保健師さんとか、看護師さんとかいう、この専門家をどうやってそろえるのかということが大変悩みであろうと、また、市町によりましては、今年度からやろうと思っていたけれども、コロナのワクチン接種のほうに保健師などが回らなければならないというようなことから、出来ないということで諦めたというようなお話も聞いておりますが、ぜひこの高齢者をその保健と介護で全体的に生活を見ていって、そして長生きしてもらおうという事業は必要だと思うのですが、この辺がネックになっているところも一緒に解決していただきたいと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（藤岡 勇） 児玉事務局長。

○事務局長（児玉 成二） まさに今、議員がおっしゃったとおりだと思います。75歳という年齢で事業を分けて、独立して事業を展開するのではなくて、介護事業であるとか国民健康保険でやっておられた保健事業を継続してやるということが地域における健康課題、あるいはいわゆる健康状態不明者の把握っていうのですか、そういうのにつながっていくのではないかとということで、今後は、先ほど申しましたような保健事業を単発でやるのに加えて、この一体的事業を市町の皆さんと一緒にやっていく必要があるのかなと思っております。

ただ、27市町と契約していますので、お話をお聞きしますと、やはり地域ごとに医療の状況というのも異なりますし、地域で取り上げる健康課題というのも少し違うようにお聞きしています。

また、事業を円滑に進めるための手法は、おっしゃるように地域のそういう職能団体等の関係もあるということもあれば、そういう関係ないところもございますので、そういった部分も異なりますので、そういった事情も十分勘案した上で、我々としては先ほどと繰り返しになるかも分かりませんが、我々の持っているような医療データ情報の地域ごとであるとか疾病ごとの分析結果をお返ししたりとか、あるいは



いろいろな市町の情報を保有していますので、参考になる事例などもお知らせしたりとか、広域連合には保健師がおりませんが、国保連合会と協力しまして、その保健師さんとも一体となりまして、相談会あるいは専門家による講演会をさせていただいておりまして、引き続き両輪で一緒になって、令和6年度の全市町実施に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（藤岡 勇） 質疑は終わりました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

16番、三木市・大眉議員、登壇の上、御発言願います。

大眉議員。

（大眉議員 登壇）

○16番（大眉 均） 認定第2号「令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」について、反対の討論を行います。

反対の理由は、保険料を引き上げたことと、低所得者の保険料軽減特例措置が段階的に廃止され、被保険者の負担が増えたこととあります。75歳以上の高齢者全てから保険料を徴収し、2年ごとの保険料率改定により、制度発足以来6回の値上げが行われました。令和2年度、3年度の保険料は均等割額が4万8,855円から5万1,371円に、所得割率が10.17%から10.49%に値上げされ、平均保険料額は8万1,249円から8万5,304円になりました。

また、低所得者で年金収入が80万円以下の人は9割軽減から7割軽減になり、年金収入168万円以下の人は8.5割軽減から7.75割軽減になり、今年度から7割軽減になっています。被用者保険の扶養者であった方の均等割は9割軽減でしたが、7割、5割と減らされ、令和元年度からは本来の軽減率措置になっています。75歳で新たに加入された方は、加入後2年を経過する月まで均等割は5割軽減で、それ以降は本来の軽減となっています。その対象者は6万人以上ありましたが、3万9,000

0人になっています。

また、年金収入が少ない高齢者は、年金から天引きされずに直接納付する人のうち、保険料を払えない人に対して正規の保険証を交付されず、有効期限が短い短期証に切り替えられています。また、保険料滞納者に対する預貯金などの差押えが行われていることも問題であります。多くの高齢者は年金収入だけで年金額は減り続け、消費税の増税などで負担は増え続けています。この中で高齢者の負担増はその生活に大きな影響を与えます。高齢者の保険料の負担を軽減し医療を受けやすくすること、保健事業の充実で、高齢者が安心して暮らせるようにすることを求めまして、討論といたします。

○議長（藤岡 勇） 討論は終わりました。

本件について、他に発言の通告はありませんので、これより順次お諮りいたします。

承認第2号を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤岡 勇） 御異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

次に、認定第1号を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤岡 勇） 御異議なしと認めます。

よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号を原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（藤岡 勇） 起立多数であります。

よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

次に、日程第8、議案第4号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

児玉事務局長。

(児玉事務局長 登壇)

○事務局長（児玉 成二） ただいま上程されました議案第4号について、御説明申し上げます。

提出議案の10ページをお開きください。

議案第4号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定」について、御説明申し上げます。

本件は、議案書の10ページに掲載のとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う新型コロナウイルス感染症の定義を変更するため、兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

以上、議案第4号について御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（藤岡 勇） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告はありませんので、これよりお諮りいたします。

議案第4号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤岡 勇） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第5号「令和3年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び日程第10、議案第6号「令和3年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を一括議案といたします。

提案理由の説明を求めます。

児玉事務局長。

(児玉事務局長 登壇)

○事務局長（児玉 成二） ただいま上程されました議案第5号及び第6号につきまして、相互に関連しておりますので、一括して御説明申し上げます。

提出議案の11ページを御覧ください。

まず、議案第5号「令和3年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」について、御説明申し上げます。

提出議案の12ページをお開きください。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1億4,343万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億6,383万4,000円とするものでございます。

これは、令和2年度決算歳入歳出差引残額を繰越し、市町からの負担金から減額するとともに、窓口負担見直しに係る周知広報に伴う補正を行うものでございます。

なお、歳入歳出予算事項別明細書につきましては、令和2年度補正予算・令和3年度補正予算に関する説明書の4ページ及び5ページに記載しております。

次に、議案第6号「令和3年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、御説明申し上げます。

提出議案の14ページをお開きください。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ486億6,486万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,714億4,711万3,000円とするものでございます。これは、令和2年度決算歳入歳出差引残額487億円余を繰越し、国や県、市町からの負担金精算のための返還金などに充て、残りの141億円余を後期高齢者医療給付費準備基金に積立てようとするものでございます。

なお、歳入歳出予算事項別明細書につきましては、令和2年度補正予算・令和3年度補正予算に関する説明書の6ページから8ページまでに記載しております。

以上、議案第5号、議案第6号について一括して御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（藤岡 勇） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

16番、三木市・大眉議員、自席で御発言願います。

○16番（大眉 均） それでは、議案第5号「令和3年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」に対する質疑を行います。

総務費中、一般管理費で、1億4,343万3,000円が2割負担施行に伴う周知広報業務として、役務費1億1,480万円、委託料2,863万3,000円が計上されています。

1点目に、来年10月とは言われておりませんが、来年度後半から実施される窓口負担2割の実施による対象者はどのぐらいになるのか。高齢者の医療費の負担はどのぐらいになるのかお尋ねいたします。

2点目に、来年度、令和4年度後半から高齢者の医療費2割負担導入を実施する法律が可決されました。2割負担の対象となるのは年収200万円以上の単身世帯、夫婦とも75歳以上で、年収320万円以上の世帯で、全国で約370万人と言われています。窓口負担については広域連合でも政府に対して、高齢者の受診抑制につながるないように慎重な対応を求められてまいりました。2割負担導入についての考え方についてお尋ねします。

3点目に、補正予算に計上されている役務費委託料の内容についてお尋ねをいたします。

以上でございます。

○議長（藤岡 勇） 児玉事務局長。

（児玉事務局長 登壇）

○事務局長（児玉 成二） 議案第5号に関する質疑にお答え申し上げます。

まず、第1点目の対象者等についてでございます。

令和3年2月に開催されました第140回社会保障審議会医療保険部会の資料によ

りますと、新たに2割負担となる方は国全体では約370万人で、その内訳として、兵庫広域では約17.8万人が対象になると推計されております。

また、2割負担となる方の1人当たりの年間の平均窓口負担額は、同部会の資料によりますと約3.4万円の増加となりますが、長期にわたる外来受診について、急激な負担増を抑制するため、外来受診の負担増加額を最大でも月3,000円に収まるような配慮措置が政令等で定められた場合、約0.8万円抑制され、約2.6万円、1人当たり年間の増加となると推計されてございます。

次に、2割負担導入実施についての考え方でございますけれども、窓口2割負担を実施するに当たりましては、やはり被保険者が不安に思わない、混乱しない対策というのは大変重要であると考えています。その被保険者の不安や混乱を減らすためには十分な周知期間を設け、丁寧な説明を行うことが必要であると考えてございます。そのため、国に対しては、窓口2割負担の施行日の早期決定、また高齢者等に対する丁寧な説明や周知広報に要した費用の財政措置などを強く要望いたしております。

広域連合といたしましても、市町の力をお借りしながら、被保険者自身が一体いつから2割負担となるのかとか、配慮措置の内容などについて、できるだけ分かりやすく伝えるよう、周知広報に努めてまいりたいと考えています。今後も、国の動きをしっかりと注視していくとともに、被保険者が安心して医療を受け続けることが出来まよう、市町とも連携協力して、より一層安定的な制度運営を行ってまいりたいと考えています。

最後に、補正予算に上げさせていただいております役務費委託料の内容でございますが、役務費につきましては、現在、全被保険者約82万人への周知広報を想定し、その郵送料として1億1,480万円を計上してございます。

委託料につきましては、そのお配りするリーフレットの印刷代、あるいは封入・封緘作業の委託料として2,863万3,000円を計上しているところでございます。

なお、これらの費用は、国からの特別調整交付金で措置される予定でございます。

以上です。

○議長（藤岡 勇） 大眉議員。

○16番（大眉 均） お答えありがとうございました。来年度の後半から実施をされるということで、まだ政令が出されていないので、実際のところは詳しいことが分からないという状況かと思えますし、またその窓口負担を軽減するための3年間というようなものも具体的にどうなのかというのはまだまだこれからだと思えますけれども、これまでからやはり高齢者がこの1割から2割に負担が増えるということになりますと、やっぱり受診抑制につながるというのは医師会などもそういうふうに言っておられたわけですね。高齢者になるほど、お1人当たりの医療費、医療にかかっている機会とか、それから1回当たりの医療費が高くなっているわけでありまして、そういう方々に1割を2割にするということになりますと、その負担がかなり大きなものになると。3年間の配慮措置はあるけれども、これはそうであって、それからもう一つは、この年収200万円以上の方というものも、これは政令で決められるわけですから、実際のところは拡大される可能性もあるわけですし、そういう点からいいますと、これまで広域連合としていろいろと政府に対して要求してきた、要望してきたことがなかなか実現出来なかったと。無視されてきたということになるのではないかと思えますけれども、こうした事柄が高齢者の受診抑制ということが一番大きな懸念と、それから負担増ということが大きな懸念になりますので、その辺をやはり今後もまだ訴えていかなければならないのではないかと思えますけれども、いかがでしょう。

○議長（藤岡 勇） 児玉事務局長。

○事務局長（児玉 成二） この窓口負担の問題は非常に歴史が長くて、随分前からいろいろ立場、いろんな場所で議論されてきて、その積み上げた取りあえずの結論が、この全世代型社会保障検討会議の議論を踏まえて閣議決定をされて、この法案も附帯決議がたくさんついております。その附帯決議の中身を見ますと、議員御心

配なことも書かれておるわけですし、そういったことが政令等、これから明らかになっていくんじゃないかなと思います、まさにその中身がちゃんと伝わらなければならないですし、その負担抑制のために導入された配慮措置に対して申請が漏れることがないようにするためにも、やはり先ほども申しましたけれども、それをうまく伝えていく周知広報が重要になってくるのではないかなと思いますし、引き続き分かりやすい広報につきましては、確かに国の基準等が不明な点ございますけれども、その範囲の中で、議員御指摘の点も含め、十分検討いたしまして、市町の担当課の皆さんとも十分協議調整させていただいて、より効果的、効率的な周知広報に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤岡 勇） 質疑は終わりました。

本件については、他に発言の通告はありませんので、これより順次、お諮りいたします。

議案第5号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤岡 勇） 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤岡 勇） 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、請願第3号を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

16番、三木市・大眉議員、登壇の上、御発言願います。

大眉議員。

（大眉議員 登壇）



○16番（大眉 均） ただいま議題となっております請願について説明をさせていただきます。

この請願は、75歳以上医療費窓口負担2割導入実施を見送ることを求める請願で、後期高齢者医療費の2割負担を実施しないことを求めるものであります。75歳医療費の窓口負担2割負担導入を含む法案が国会で可決され、来年度後半から実施されようとしています。これまでも窓口負担につきましては、高齢者が必要な医療が受けられるよう、慎重にすること等の要望を全国後期高齢者医療広域連合協議会から国に要望しており、兵庫県後期高齢者医療広域連合としてもその立場で要望されてきたところであります。

昨年12月に、兵庫県社会保障推進協議会が県内全市町に要望した75歳医療費2割中止を求める要望書の文書回答には、多くの市町で広域連合を通じて要望を伝えると回答しておられます。兵庫県議会でも、75歳以上後期高齢者医療の窓口負担2割への引上げの慎重な対応を求める意見書が全会一致で可決されています。しかし、6月の国会で政府与党は受診控えが起こると認識しながら強行されました。また、2割負担対象者は今後、国会審議なしに拡大出来る等、多数の問題を解決しないまま可決しており、これでは制度の根幹に関わる高齢者が必要な医療を受ける機会の確保が損なわれることとなります。国会審議では、多くの国民がこの廃案を求めておりました。窓口2割負担は兵庫県後期高齢者医療広域連合の要望にも反することであります。兵庫県後期高齢者医療広域連合として、国に再度、75歳以上の医療費2割中止を求めるとともに、医療費窓口負担2割導入の実施は当面見送ることを求めるものであります。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤岡 勇） 次に、請願に対する執行機関の説明を求めます。

児玉事務局長。

○事務局長（児玉 成二） 請願第3号、請願事項「75歳以上の医療費窓口負担

2割導入の実施は当面見送ること」について御説明いたします。

後期高齢者医療の窓口負担の見直しにつきましては、制度の根幹である「高齢者が必要な医療サービスを受ける機会の確保」という観点から、慎重かつ十分な議論を重ねるよう、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じ、厚生労働大臣に対し要望を行ってまいりましたが、先般、全世代型社会保障検討会議での議論や国会での審議を経て、附帯決議が付された全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月4日に成立し、同月11日に公布されたところです。

本改正法では、後期高齢者の一部負担金の負担割合に関する事項に係る施行期日は、令和4年10月1日から令和5年3月1日までの間において、政令で定める日と規定されており、また、2割負担となる被保険者の所得額の基準、長期頻回受診の被保険者への配慮措置等につきましても、政令等で規定することとされています。

今後、政令で施行日等が規定され、実施ということになれば、当広域連合におきましては独自の財源もないことから、現状を維持することは困難であると考えております。

以上、請願第3号につきまして御説明申し上げます。

○議長（藤岡 勇） 紹介議員の趣旨説明及び執行機関の説明は終わりました。

本件について、ほかに発言の通告もありませんので、これよりお諮りいたします。

請願第3号を採択することに賛成議員の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（藤岡 勇） 起立少数であります。

よって、請願第3号は不採択と決定いたしました。

次に、日程第12、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、これを許可いたします。

16番、三木市・大眉議員、自席で御発言願います。

○16番（大眉 均） それでは、一般質問させていただきます。

次期、令和4年度、令和5年度の保険料率の改定についてお尋ねをいたします。

来年は2年に1回行われる保険料見直しの時期になっております。

1点目に、保険料率改定につきましては、1人当たりの医療費給付費などの費用や被保険者数、後期高齢者負担率とその財源等から算出されております。保険料率改定についての考え方及び次期保険料率の検討作業、それから決定に至るまでのスケジュールについてお尋ねいたします。

2点目に、後期高齢者医療給付費準備基金についてであります。令和2年度末残高は127億1,100万8,754円となっております。令和3年度予算で基金を取崩し、特別会計に繰入れしました。そしてこのたび補正予算で141億6,336万5,000円の積立てを行っておりますが、今年度末の基金残高及び保険料負担軽減に活用出来るのはどのぐらいと見込まれておられるのかお尋ねをいたします。

3点目に、被保険者の保険料負担を抑制するために、県の財政安定化基金の活用が出来るようにすることが求められておりますけれども、財政安定化基金の残高と活用の見通しについてお尋ねをいたします。

○議長（藤岡 勇） 児玉事務局長。

○事務局長（児玉 成二） 次期保険料の改定についてでございますけれども、後期高齢者医療制度の患者負担を除いた医療給付費は、おおむね公費5割、現役世代からの支援金4割、高齢者の保険料1割という、5対4対1の割合で負担しているため、医療給付費を増加すると保険料も増加する仕組みとなっております。その医療給付費総額は、1人当たりの医療給付費や被保険者数、診療報酬改定率、後期高齢者負担率などの影響を考慮した上で推計することとなります。

当広域連合の1人当たりの医療給付費は、平成20年度に制度が施行されて以降、令和2年度は新型コロナウイルス感染症等の影響で前年度を下回ったものの、基本的には高齢化や医療技術の高度化により伸び続けてございます。

また、後期高齢者負担率も制度が施行されて以降、現役世代人口の減少に伴い、当初の10%から、前回は11.41%と料率改定のたびに引き上げられており、次期においても引き上げられることが予想されているところでございます。

現時点ではまだ具体的にそのような率や数字が示されていませんので、どの程度になるかというのはお示し出来る段階ではございませんけれども、おおむね10月頃から被保険者数等の実績を踏まえた本格的な算定作業に入る予定でございます。しかしながら、前回の例によりますと、国からも診療報酬改定率や後期高齢者負担率等の数値が年末ごろに示される予定と考えており、それらに基づく最終的な医療給付費等を推計するため、次期保険料率の改定案をお示し出来るのは来年2月頃になる見込みでございます。何とぞ御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

2点目の基金の積立て状況、活用でございますが、後期高齢者医療給付費準備基金の積立て状況についてでございますが、令和2年度末残高が127億1,000万円でございます。これに、2年度剰余金141億円余を積立て、令和3年度の保険料上昇抑制財源として68億1,000万円を取り崩すこととしており、令和3年度末は200億6,000万円となる見込みでございます。

当基金につきましては、次期料率改定に向け、いわゆる安定的な制度運営といった中長期的な観点も考えて、ただ前回は全額取崩しさせていただきましたけれども、一方、保険料率の上昇抑制という観点もございますので、その辺りを見極めながら上昇抑制等の活用の方向で検討してまいりたいと思っております。

最後に、県の財政安定化基金の活用でございますけれども、財政安定化基金は、本来、保険料が予定した収納率を下回ったり、予想以上に給付費が膨らんだといったことで生じる財政不足を補うものですが、特例として保険料率の増加抑制を図るための活用が出来るとされています。

令和4、5年度の保険料率改定に当たりましては、今後の保険料率算定作業を進める中で、県とも十分その活用について協議してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（藤岡 勇） 大眉議員。

○16番（大眉 均） まだ分からない、特に分からないのが後期高齢者負担率ですね。若い人と高齢者の比率を政府が決めてきて、それによってその負担率で対応はまた変わってくるということだと思います。2月頃にならないと、なかなか案が示せないというようなことですが、やっぱりその高齢者はその保険料って非常に身近なもので、年金から天引きされるということで、変わると非常に大きな影響ももたらすということですから、出来るだけ広く議論が出来るようにしていただきたいと思うんです。

それからもう1点の、今の財源で200億6,000万円の基金があるわけですが、これを保険料の抑制財源として、前回も使っていたわけですが、これはもう大体全額使えるんですよ。今後の医療費の動向も考えなければいけないわけですが、ぜひみんながためたお金だと思うので、保険料抑制に使っていただきたいなと思います。

それからさっき3点目の財政安定化基金の、県の基金の残高は変わってないですかね。それを教えていただきたい。

○議長（藤岡 勇） 児玉事務局長。

○事務局長（児玉 成二） 現在、県の基金は約55億円で、28年度以降は積立ても、抛出もしておりませんので、その額と思っています。

○議長（藤岡 勇） よろしいですか。

○16番（大眉 均） はい。

○議長（藤岡 勇） 質問は終わりました。

次に、日程第13、同意第3号「兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

谷口広域連合長。

(谷口広域連合長 登壇)

○広域連合長（谷口 芳紀） ただいま上程されました同意第3号「兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件」について御説明を申し上げます。

提出議案の15ページをお開きください。

本件は、副広域連合長として、新たに、仲田一彦三木市長を選任いたしたく、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定に基づき、議会の同意を求めらるるものでございます。何とぞよろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長（藤岡 勇） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告はありませんので、これよりお諮りいたします。

本件について同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤岡 勇） 御異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

この際、本日付をもって、守本憲弘南あわじ市長が副広域連合長を退任されます。

次に、仲田副広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

(仲田副広域連合長 入場、登壇)

○副広域連合長（仲田 一彦） ただいま皆様の御同意をいただき、副連合長に就任することになりました、三木市長の仲田一彦です。広域連合長を補佐し、後期高齢者医療制度の円滑な実施に努めてまいり所存でございますので、どうかよろしく願い申し上げます。簡単ですが就任の挨拶とさせていただきます。よろしく願いします。

○議長（藤岡 勇） 以上で、本定例会に上程されました案件は、全て終了いたしました。

議員各位におかれましては、終始、御審議賜り、また議事進行に御協力いただき、厚くお礼を申し上げます。

広域連合長より、御挨拶があります。

谷口広域連合長。

○広域連合長(谷口 芳紀) 令和3年第2回広域連合議会定例会の閉会に当たり、一言お礼かたがた、御挨拶を申し上げます。

議員各位には、本日の定例会に提出をしておりました令和2年度広域連合一般会計・特別会計決算認定をはじめ、補正予算案、副広域連合長の選任といった重要な案件につきまして、慎重に御審議をいただき、いずれも原案どおり可決、御決定を賜りました。心から厚くお礼を申し上げます。

今後とも国の動向に注視するとともに、全国の広域連合や県内関係41市町とも連携協力をし、後期高齢者医療制度の安定的な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

○議長(藤岡 勇) 御挨拶は終わりました。

これをもって、令和3年第2回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

(午後3時10分 閉会)

地方自治法第123条第2項により署名する。

議 長 藤岡 勇

副 議 長 大竹 正

署名議員 浜辺 学

署名議員 浜上 勇人